

食品衛生法の改正等による食品関係営業の許可申請に係る手数料について

1 概要

食品衛生法及び食品衛生法施行令が一部改正され、令和3年6月1日より許可が必要な業種が35業種から32業種に改められるとともに、新たに届出制度が設けられた。また、この改正に合わせて、東京都食品製造業等取締条例が廃止され、条例に基づく許可及び届出制度が廃止された。

これに伴い、文京区保健衛生事務手数料条例（平成12年3月文京区条例第21号）を令和3年3月10日に改正し、付則において経過措置等を設けたが、小規模な事業者においては影響が大きいため、一部の許可の手数料に関する経過措置について経過措置期間を延長する。

2 改正内容

(1) 食品衛生法及び食品衛生法施行令に基づく事務の手数料の額に係る経過措置の期間を延長するため、文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例（令和3年3月10日文京区条例第9号。以下「手数料改正条例」という。）の付則4を改正し、営業者が引き続き従前の営業を継続する場合、一定の条件により初回の許可申請に係る手数料について、経過措置の期限を令和4年3月31日から令和5年3月31日まで延長する。

(2) 対象となる業種

許可申請に係る手数料が値上げされる下記の業種

ア 改正前の食品衛生法に基づく許可を取得しており、法の施行期日令和3年6月1日以降は他の業種に区分される飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、魚介類販売業、乳酸菌飲料製造業。

イ 廃止前の東京都食品製造業等取締条例に基づく許可を取得しており、法の施行期日令和3年6月1日以降は法許可に区分されるつけ物製造業、そう菜半製品等製造業、調味料等製造業、魚介類加工業

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 周知について

対象業種の許可を得て営業している営業者に対して、個別に周知を行う。